

○国土交通省告示第千十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年十月十一日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 独立行政法人国立病院機構

第2 事業の種類 独立行政法人国立病院機構西群馬病院と渋川市立渋川総合病院の再編に伴う新病院整備事業（渋川医療センター（仮称））及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 群馬県渋川市白井字大宮、字南中道及び字掛岩地内
- 2 使用の部分 群馬県渋川市白井字大宮地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、群馬県渋川市における「独立行政法人国立病院機構西群馬病院と渋川市立渋川総合病院の再編に伴う新病院整備事業（渋川医療センター（仮称））及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「独立行政法人国立病院機構西群馬病院と渋川市立渋川総合病院の再編に伴う新病院整備事業（渋川医療センター（仮称））」（以下「本体事業」という。）は、法第3条第24号に掲げる独立行政法人国立病院機構が設置する病院に関する事業に該当する。また、本体事業に伴う附帯工事として行う一般車両や救急車両等に必要な進入路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

病院の開設に当たって、本件事業の起業者である独立行政法人国立病院機構は、独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）第22条及び独立行政法人国立病院機構法施行令（平成15年政令第516号）第16条第1項の規定により国の行政機関とみなされ、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第1条の規定により読み替えて適用する医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定による厚生労働大臣の承認を要するところ、同法第7条の2第7項の規定による厚生労働大臣との協議を経て、

厚生労働大臣の承認を受けるために関係行政機関と調整中であり、また、平成24年2月21日付けで渋川市と、独立行政法人国立病院機構西群馬病院（以下「西群馬病院」という。）と渋川市立渋川総合病院（以下「渋川総合病院」という。）の再編に伴う新病院の整備及び運営に係る基本協定書を締結していることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、群馬県渋川市において、西群馬病院と渋川総合病院を統合再編し、新病院を整備する事業である。群馬県渋川市は、利根沼田地区、吾妻地区等とともに北毛地域（以下「本件地域」という。）に位置し、本件地域の中核都市である。

しかしながら、本件地域は、医療提供体制に乏しいことから隣接する前橋保健医療圏への依存関係が強く、また、本件地域には西群馬病院や渋川総合病院等があるが、両病院とも施設が老朽化しているとともに、西群馬病院は、がん、結核等の医療を担う機能は持っているものの、アクセスの不便さにより救急患者の受入れが困難であるなどの状況にあり、渋川総合病院は、災害拠点病院でありながら、災害拠点病院として必要な施設であるヘリポートの整備がされておらず、敷地が狭小であって増改築も困難であるなどの状況にある。

本件事業の完成により、西群馬病院と渋川総合病院の機能をそれぞれ引き継いだ本件地域における地域医療の中核的役割を担う基幹病院が整備され、老朽化した施設の更新が行われることなどから、本件地域の医療提供体制が強化されるなど、本件地域の地域医療の確保・充実に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者は、工事実施に伴う騒音等について、必要に応じて、低騒音・低振動型機械を使用するなど、周辺的生活環境に配慮することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が、平成25年5月に任意で実施した動植物に関する調査によると、本件事業地内の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

なお、本件事業地内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が4箇所存在するが、起業者は、渋川市教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件地域における地域医療の中核的役割を担う基幹病院の整備を主な目的として、西群馬病院と渋川総合病院の統合再編により、病床数450床で地上7階・地下1階建ての病院棟等、駐車場、緑地帯、ヘリポート等を有する新病院を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、医療法等の規格に適合していると認められる。

また、本件事業の起業地については、現在の西群馬病院及び渋川総合病院の敷地における増築又は建替えは困難であることから移転新設することとし、申請案のほか、渋川市金井地内及び渋川市半田地内の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、二次救急医療、災害拠点等の役割を担う医療施設としての立地条件が良いこと、造成期間が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域は医療提供体制に乏しく隣接する前橋保健医療圏への依存関係が強いことなどから、できるだけ早期に新病院を整備し、本件地域の地域医療の充実を図る必要があると認められる。

また、渋川市自治会連合会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、

それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 渋川市企画部病院再編統合推進室（渋川総合病院内）